

各介護サービス事業者 殿

山形県健康福祉部高齢者支援課長

令和8年度山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金
に係る所要額調査の実施について（照会）

このことについて、標記補助金を申請する場合は、下記により別紙所要額調査票を提出
くださるようお願いいたします。

記

1 概要

本補助金は、介護事業所等が、物価高騰のある中でも、移動経費や気候変動等に伴
う猛暑や災害のリスクへの対策も含めて、利用者に対して必要なサービスを円滑に継
続できるよう、訪問や送迎などの移動に伴い必要となる経費や大規模災害の発生に備
えた衛生用品・備蓄物資、ポータブル発電機などの設備・備品等の購入費用に対する
支援を行うもの。

2 補助対象事業所及び基準単価

別紙1のとおり

ただし、所要額調査の結果、予算額を上回る場合は、予算の範囲内での交付（内示）
となるため、実際の補助額は基準額以下になる可能性がありますので、あらかじめ御
了承ください。

3 補助対象事業及び補助対象経費の例

別紙2のとおり

4 補助対象期間

令和8年4月1日から令和8年11月30日までに購入した設備・備品等を対象とする
予定です。

5 提出書類

別添「所要額調査票」

※本補助金の交付を希望する場合は必ず提出してください。**提出がない場合、補助
対象とすることができません。**

6 提出先

山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金審査事務局ホームペ
ージ内の所要額調査専用提出フォーム

[【https://tmc-soudan.com/yamagata/kaigo-servicekeizoku-hojokin/】](https://tmc-soudan.com/yamagata/kaigo-servicekeizoku-hojokin/)

7 提出期限

令和8年4月17日（金）17時 ※期限厳守

8 留意事項

- (1) 本補助金の交付を希望する場合は、**本所要額調査に必ず回答してください。所要額調査に回答がなかった場合は、補助対象とすることはできませんので御了承ください。**
- (2) 本補助金は、**令和8年4月1日～令和8年11月30日の期間に支払う移動経費（ガソリン代等）や設備・備品等の購入費用が補助対象となります。**
ただし、所要額調査の結果、予算額を上回る場合、実際の補助額は基準額を下回ることになるため、内示より先に購入した場合は、事業所による持ち出し（自己負担）が発生する可能性があります。
- (3) 消費税及び地方消費税は補助対象外となります。税抜きの金額を記入してください。

9 問い合わせ先

令和8年度山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金に関するお問い合わせは、下記事務局までお問い合わせください。

令和8年度山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金審査事務局
(株式会社TMC経営支援センター)

メールアドレス：kaigo-servicekeizoku@tmc-soudan.com

電話番号：023-666-6407

FAX番号：023-666-4865

※電話でのお問い合わせの受付時間は平日9時～17時となっております。

10 県ホームページ

ホーム > 健康・福祉・子育て > 高齢者福祉 > 介護事業者向け > 令和8年度山形県介護事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金について
</090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/kaigoshisetsutou/r8kaigozigyousyo.html>

【担当】

県高齢者支援課

事業指導・介護人材育成担当 後藤

電話 023-630-2189

FAX 023-630-3321